

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立成育医療センターに必要な経費		事業開始年度	平成16年度	作成責任者	
担当部局庁	医政局		担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康	
会計区分	特別会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに関する診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立成育医療センターにおける医療の提供、研究及び研修					
実施状況	平成21年度患者数 入院患者数:11,075人 外来患者数:229,429人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	13,406	14,678	18,443	-	-
	執行額	14,038	14,417	17,460		
	執行率	104.7%	98.2%	94.7%		
	総事業費(執行ベース)	14,038	14,417	17,460		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国立成育医療センターの円滑な運営を図るために必要な経費であり、事業を的確に遂行するため、国立成育医療センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	-	630百万円	-		
	繰越額を含んだ執行率	(104.7%)	(102.5%)	(94.6%)		
	2. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立成育医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省

17,460百万円



A

国立成育医療センター

9,932百万円

〔国立成育医療センターの運営〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

